

## 定期積金（愛称：スーパー積金）説明書

1. 商品名 (愛称)	定期積金 (愛称) スーパー積金
2. 販売対象	・法人、個人
3. 期間	・1年以上5年以内
4. 預入(受入) (1) 預入(受入) 方法 (2) 預入金 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約期間内で分割預入・1,000円以上</li> <li>・1,000円単位</li> </ul>
5. 払戻(支払)方法	・満期日以後に一括して支払います。
6. 利息 (1) 適用金利 (利率表示場所) (2) 利払方法 (頻度) (3) 計算方法 (4) 課税方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定金利(契約時の店頭表示の年利回りを満期日の前日まで適用します。)</li> <li>・給付補填金は満期日以後に一括して支払います。</li> <li>・給付補填金は付利単位を1円として、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。</li> <li>・法人の場合、法人課税</li> <li>・個人の場合、分離課税(税率20%)</li> </ul> <p>※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。</p> <p>※適用金利については「窓口」でお問い合わせください。</p>
7. 手数料	—————
8. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通預金等からの自動振替による受入れができます。</li> <li>・個人の場合は総合口座での取り扱いができます。(16歳未満の方および成年後見制度ご利用の方はお取り扱いできません。)</li> </ul> <p>貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年1.0%上乗せした利率。(未成年者は総合口座貸越をご利用いただけません。)</p>
9. 中途解約の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日前に解約する場合は、次の①、②の中途解約利率により計算した利息とともに支払います。</li> <li>①初回払込日から解約日前までの期間が1年未満の場合解約日の普通預金利率</li> <li>②初回払込日から解約日前日までの期間が1年以上の場合約定年利回り×60%(ただし、解約日の普通預金利率を下限とする。)</li> </ul>
10. 苦情処理措置  紛争解決措置	<p>預金商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店またはお客様相談室(9時～17時、電話：06-6412-5576)にお申し出ください。</p> <p>兵庫県弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申し出ください。</p> <p>なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。</p>
11. その他参考となるべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べします。ただし、満期日を繰延べない場合には契約時の店頭表示の年利回り(1年を365日とする日割計算)の割合による遅延利息をいただきます。</li> <li>・満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。</li> </ul> <p>預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息等が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます。)</p>